

那覇市と国立大学法人東京大学地域未来社会連携研究機構との連携協定書

那覇市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学地域未来社会連携研究機構（以下「乙」という。）とは、相互の発展に資するため、連携を図りながら協力することに合意し、次のとおり、連携協定を締結する。

（目的）

第1条

この協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与すること、並びに地域の未来に関わる研究・地域連携・人材育成の3局面で、相乗効果を発揮し、新たな「地域の知」を構築することを目的とする。

（連携内容）

第2条

甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- (1) 協働によるまちづくりに関すること
- (2) 地域の人材育成に関すること
- (3) 地域の産業育成に関すること
- (4) IoT、AI、RPA等の推進に関すること
- (5) SDGsの推進に関すること
- (6) その他、本協定を達成するために必要と認める事項

（守秘義務）

第3条

甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条

本協定の有効期間は、本協定締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲及び乙のいずれからも書面による解約の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条

甲又は乙は相手方に対して解除を予定する日の1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（その他）

第6条

本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項等については、甲及び乙が協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

2020年 1月 31日

甲 那覇市

乙 国立大学法人東京大学
地域未来社会連携研究機構

市長

城間 幹子

機構長

松原 宏